

平成24年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 内閣府は、第3次男女共同参画基本計画について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。
- 男女共同参画会議監視専門調査会において、施策の実施状況等を監視するとともに、必要に応じ、関係府省等に更なる取組を働きかける。
- 地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行う。また、男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワークや地域版連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進める。

第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、政府として平成24年4月に政党に対し働きかけを行ったところであり、引き続き調査、啓発活動を行う。
- 検察官については、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。裁判官、弁護士についても、同様の取組の導入や「2020年30%」に向けた具体的な中間目標の設定を関係機関に要請する。
- 各府省は、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の中で設定している平成27年度末までの中間目標の達成に向け、着実に取組を推進する。
- 国における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。
- 内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。

第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。また、社会保険制度については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の成立に向けて取り組む。
- 男女共同参画会議は、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項に関して平成24年11月までに報告を求められている事項（選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正）についてフォローアップを行う。
- 総務省では、平成23年に実施した社会生活基本調査の結果を集計し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供する。

第4章 男性, 子どもにとっての男女共同参画

- 内閣府では, 男性に対する相談体制の整備, 男性の男女間の役割分担に関する意識からの解放及び地域・家庭への男性の参画促進等に効果的な施策の開発等, 男性にとっての男女共同参画の推進を図る。
- 文部科学省では, 男性を対象としたワーク・ライフ・バランスやキャリアプランニング等の男女共同参画に関する学習機会の充実を図る。
- 厚生労働省では, 「イクメンプロジェクト」で, 参加型公式サイト の運営やハンドブックの配布等を行い, 男性が育児をより積極的に楽しみ, また, 育児休業を取得しやすい社会的気運の醸成を図る。
- 警察では, 全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」による先制・予防的活動の積極的な推進により, 子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。
- 内閣府では, 関係省庁や民間団体等と連携して, 青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施するとともに, 「青少年インターネット環境整備基本計画」の見直し等に向けた検討を推進する。

第5章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 厚生労働省では, 「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及・啓発を促進し, 賃金や雇用管理の在り方等に関する労使の自主的な見直しの取組を支援する。
- 厚生労働省では, 正社員との均等・均衡待遇の確保, 正社員転換の実現のための取組を推進する。また, 今後のパートタイム労働対策について, 労働政策審議会での結論を踏まえ, 必要な法制上の措置を講ずることとしている。
- 厚生労働省では, 使用者団体・業種別団体, 労働組合と連携し, 男女間格差の状況やその要因の「見える化」を図るための業種別支援ツールを作成・普及することにより労使の具体的取組を促進する等により, ポジティブ・アクションの取組を促進する。
- 厚生労働省では, マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域においても同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。
- 総務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省のテレワーク関係4省は, 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において, 課題解決のための調査研究や普及啓発を展開する。
- 経済産業省では, 株式会社日本政策金融公庫を通じ, 女性等を対象に低利融資制度（女性, 若者／シニア起業家支援資金）を実施する。
- 平成24年4月に開催された国家戦略会議において, 「女性の活躍により経済を活性化する観点から, 政府が重点的に行うべき取組を関係閣僚が連携して6月までに整理し, 平成24年中にその工程表を明らかにすべき」と民間議員から提言がなされた。これを受けて開催されることとなった「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において, 重点的な取組の整理と工程表の作成を行う。

第6章 男女の仕事と生活の調和

- 平成23年12月にまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」において、新たに課題とした「仕事と介護の両立」についての議論を深めるための有識者ヒアリングやデータ等による現状分析等を行う。
- 総務省では、民間企業に対するテレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その普及を図る。
- 厚生労働省では、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成24年7月1日より全面的に適用になる改正育児・介護休業法の周知・徹底を図る。
- 「子ども・子育てビジョン」に基づき、社会全体で子育てを支え、個人の希望を実現することを目指して、総合的な子育て支援を推進していく。

第7章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 農林水産省では、女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施する。
- 地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの検討に当たり、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを要件とするなど、地域の方針決定の企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進する。
- 女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策を女性にとって実質的に利用しやすいものとする観点から、6次産業化関連等の一部の補助事業の実施に当たり、女性農業者等が応募した場合に、優先的に採択される枠を設定するなどの取組を行う。

第8章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 第180回国会に提出中の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に「短時間労働者への社会保険の適用拡大」を盛り込んでおり、成立に向けて取り組む。
- 厚生労働省では、「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な職業訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。さらに、「ジョブ・カード制度」の対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。
- 厚生労働省では、看護師等の資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等の支給等による職業能力の開発支援や母子家庭等就業・自立センター、マザーズハローワーク等を通じた就業支援等、自立支援策を総合的に展開する。
- 文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、教育費の負担を軽減するための取組を行う。
また、高等教育段階における取組として、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設等を含めた独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業を充実するとともに、各大学が実施する授業料減免等への支援を行う。
- 厚生労働省では、「地域若者サポートステーション事業」についての設置拠点を拡充するとともに

に、訪問支援による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による高齢者の日常生活を支援する施策について、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。
- 国土交通省においては、介護・医療と連携して、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したリバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。
- 介護労働者の雇用管理改善については、平成24年度からは、雇用管理改善や人材確保に取り組む事業主を一層支援するため、雇用管理改善に資する制度を導入する事業主への助成措置を実施する。
- 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。「障害を理由とする差別の禁止に関する法律案(仮称)」については、平成25年通常国会への提出を目指す。
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 内閣府では、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査を実施する。
- 内閣府では、市町村が配偶者暴力支援センターを設置、運営するに当たっての手引きの作成について検討する。
- 警察では、ストーカー規制法を適切に運用し、併せて、関係機関と連携し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。特に、長崎県西海市における殺人事件に係る一連の対応を踏まえ、組織的かつより迅速的確なストーカー対策を推進する。
- 警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や必要に応じ、同意を得て面談を行うなど、性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。
- 内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を関係機関・団体等に配布等することにより、同センターの設置を促進する。
- 文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。
- 「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。
- 総務省では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等非出会い系サイトを介して児童が性犯罪に巻き込まれることを防止し、児童が安全に安心してインターネットを活用できるよう、関係業界による自主的取組を支援する。

第11章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が本週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。
- 地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室（MFICU）、新生児集中治療室（NICU）等に対する財政支援等を行う。
- HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。文部科学省では、中高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。
- 厚生労働省では、がん検診推進事業を引き続き実施することで、がん検診受診率の更なる向上を図る。
- 文部科学省では、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチング等の研究開発を実施する。また、競技力向上を阻害する多くの要因を抱える女性アスリートを長期的、安定的に支えていくためのサポートシステムを構築する。

第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- 文部科学省では、地域づくりに参画する女性人材の育成のための学習機会の充実を図るとともに、男性自身の固定的性別役割分担意識を解消し、男性にとっても多様な選択が可能となるよう、男性を対象とした男女共同参画の学習機会の充実を図る。
- 文部科学省では、学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、厚生労働省等関係省庁と連携し、大学等のキャリアカウンセラーとハローワークのジョブサポーターとの連携の促進等による就職支援体制の強化を図る。

第13章 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 文部科学省では、「女性研究者研究活動支援事業」を実施するとともに、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業において、優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう支援を拡充する。
- 日本学術会議では、科学者委員会男女共同参画分科会において、「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性参画を拡大する方策」について審議を行う。
- 独立行政法人科学技術振興機構において、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施する。

第14章 メディアにおける男女共同参画の推進

- メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。
- 総務省では、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発や児童ポルノアドレスリスト作成・管理を行う民間団体等の活動の支援を行うことで、民間事業者の自主的な取組としてのインターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の導入の推進を行う。
- 内閣府では、管理職・専門職の女性比率等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。

第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成するとともに、研修や業務に役立つ教材を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施する。
- 消防庁では、女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等を推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。
- 内閣府では、東日本大震災における生活再建や、まちづくりを始めとする復興等、災害対応の状況に応じて、女性の参画を含め、男女共同参画の視点を踏まえた取組を更に進める。
- 平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催される国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向け、持続可能な開発への女性の視点の反映や、女性の参画を促進するなど、積極的な取組を行う。

第16章 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 女子差別撤廃委員会の最終見解に対する我が国のフォローアップ報告(平成23年8月)に対し、平成23年11月に公表された同委員会の見解に応じて、民法改正法案成立のために講じた措置について1年以内に報告する。
- UN Womenを始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力に努める。
- 平成24年(2012年)6月にはロシア・サンクトペテルブルグでAPEC女性と経済フォーラムが、同年秋には国連総会第三委員会が、同年10月にはラオスで第1回ASEAN女性問題担当大臣会合が、25年(2013年)3月頃には国連婦人の地位委員会が開催される予定であり、これらの国際会議へ積極的に貢献していく。